

新城市競争入札実施要綱

平成17年10月 1 日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 一般競争入札（第3条—第10条）
- 第3章 指名競争入札（第11条—第17条）
- 第4章 随意契約（第18条—第20条）
- 第5章 共通事項（第21条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、新城市が発注する工事等の請負契約に係る競争入札等に関し必要な事項を定めることにより、入札等の円滑な執行を図ることを目的とする。

（建設工事等の契約方法）

第2条 新城市が発注する工事等の契約方法は、制限付き一般競争入札（以下「一般競争札」という。）、指名競争入札及び随意契約とする。ただし、新城市建設工事等入札審査会（以下「審査会」という。）の審議を経た場合は、この限りでない。

第2章 一般競争入札

（一般競争入札に付する工事）

第3条 一般競争入札に付する工事（設計、監理、調査、測量等委託業務を除く。本章において以下同じ。）は、次のとおりとする。

（1）対象工事

- ア 設計金額が1,000万円以上7,500万円未満の土木一式工事
- イ 設計金額が1,000万円以上7,500万円未満の舗装工事
- ウ 設計金額が1,000万円以上7,500万円未満の建築一式工事
- エ 設計金額が1,000万円以上3,000万円未満の水道施設工事

（2）審査会に付する工事

- ア 設計金額が7,500万円以上の土木一式工事
- イ 設計金額が7,500万円以上の舗装工事
- ウ 設計金額が7,500万円以上の建築一式工事
- エ 設計金額が3,000万円以上の水道施設工事

オ 設計金額が2,000万円以上のその他の工事

カ 前アからエまでに掲げるもののほか、審査会が必要と認めた工事

(一般競争入札参加者の資格)

第4条 一般競争入札に参加する者(この章において、以下「入札参加者」という。)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により許可を受けた建設業許可業者で、本市の登録名簿に登録されたものとする。

2 建設工事の性質又は目的により、当該入札参加者を営業所の場所、建設業法に基づく許可の種別、同種工事の施工実績、主任(監理)技術者等の資格及び工事経験、経営事項審査結果の総合評点、年間平均完成工事高、指名停止の状況等によって制限することができる。

(一般競争入札参加者の公告)

第5条 一般競争入札の公告は、新城市役所掲示場、新城市鳳来総合支所掲示場及び新城市作手総合支所掲示場に掲示し、総務部契約管財課(以下「契約管財課」という。)において閲覧に供する。

(設計図書の閲覧及び入札説明書の交付)

第6条 前条に規定する公告をしたときは、速やかに設計図書(設計書、設計図面、特記仕様書等を指す。以下同じ。)の閲覧及び入札説明書(設計図書は除く。以下同じ。)を交付するものとする。

(入札参加の申請及び受付)

第7条 入札参加者は、第5条の規定により公告した内容に従い、次に掲げる書類を契約管財課へ提出するものとする。

(1) 一般競争入札参加申請書(様式第1)

(2) 同種工事の施工実績調書(様式第2)

(3) 主任(監理)技術者等の資格及び工事経験調書(様式第3)

(入札参加資格の確認及び通知)

第8条 第3条第1号に掲げる工事について、前条第1号に規定する申請書の提出を受けたときは、入札参加資格を確認し、一般競争入札参加資格確認通知書(様式第4。以下「通知書」という。)を交付するものとする。

2 第3条第2号に掲げる工事について、前条第1号に規定する申請書の提出を受けたときは、審査会の審議を経て入札参加資格の有無を決定し、通知書を交付するものとする。

(設計図書の貸与)

第9条 前条に規定する通知書を交付するときは、入札参加資格があると認められた者に対して、設計図書の貸与に係る日時を明らかにする。

(入札の執行)

第10条 入札参加者は、入札場所へ入室の際、第8条に掲げる通知書を契約管財課職員に提示するものとする。

2 前項に掲げる事項のほか、入札執行に係る必要書類については、公告及び入札説明書において明らかにする。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札に付する工事)

第11条 指名競争入札に付する工事等(設計、監理、調査、測量等委託業務を含む。以下同じ。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる工種で設計金額が1,000万円未満の工事
- (2) 設計金額が1,000万円未満のその他の工事
- (3) 設計、監理、調査、測量等の委託業務全般
- (4) 審査会の審査を経て決定した地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条に該当する工事等

(指名競争入札として審査会に付する工事)

第12条 指名競争入札として審査会に付さなければならない工事等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる工種以外の設計金額が2,000万円以上の工事等
- (2) 前号に掲げるもののほか、審査会が必要と認めた工事等

(指名競争入札参加者の資格)

第13条 指名競争入札に参加する者(以下「指名業者」という。)は、建設業法第3条の規定により許可を受けた建設業許可業者等で本市の登録名簿に登録された者とし、工事等の性質又は目的によって当該指名業者を営業所の場所、建設業法に基づく許可の種別又は業務に係る登録等の種類、同種工事等の施工実績の状況、経営事項審査結果の総合評点、年間平均完成工事高等を勘案し、選定することができる。

(入札執行通知)

第14条 入札執行の日時等が決定したときは、指名業者に指名競争入札執行につ

いて（通知）（様式第5）を交付するものとする。

（設計図書の閲覧及び貸与）

第15条 設計図書は、閲覧に供するほか、申出のあった指名業者に対し期間を定めて貸与するものとする。

（入札の参加）

第16条 指名業者は、入札場所へ入室の際、第14条の規定により交付された指名競争入札執行通知書を財政課係員に提示するものとする。

（再度入札）

第17条 入札執行回数は、2回以内とする。ただし、落札者がいないときは、随意契約とすることができる。

第4章 随意契約

（随意契約に付する工事等）

第18条 随意契約に付する工事等は、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する工事等とする。

（随意契約参加資格）

第19条 第13条の規定は、随意契約の場合にこれを準用する。この場合において、「指名競争入札」とあるのは「随意契約」と読み替える。

（指名業者の決定）

第20条 随意契約に係る指名業者は、随意契約の理由その他の条件を勘案し、適切な業者を選定するものとする。

第5章 共通事項

（入札の日時）

第21条 入札は、原則として電子入札は毎月第1、第3水曜日、紙入札は第2、第4水曜日に行うものとする。

（入札等の執行）

第22条 入札等の執行は、新城市契約規則（平成17年新城市規則第37号）及び新城市建設工事等入札心得書（平成17年新城市制定）等に基づいて行うものとする。

（入札等の中止等）

第23条 入札に参加する者に連合その他不穏な行動があり、又はその疑いがある場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該

入札に参加する者を入札等に参加させず、又は入札等の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(準用)

第24条 この要綱は、工事に要する材料等の購入、製造の請負等の場合に準用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1(第7条関係)

一般競争入札参加申請書

年 月 日

様

住所又は所在地
商号又は名称
代 表 者 名

下記工事に係る一般競争入札に参加したいので申請します。

記

公 告 日	年 月 日
入 札 番 号	
工 事 名	工事
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	新城市

様式第2(第7条関係)

同種工事の施工実績調書

会社名 _____

入札参加資格		
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体
概要	構造形式	
	規模・寸法	
工事名称等	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体
概要	構造形式	
	規模・寸法	

※ 当該工事の契約書の写し又は発注者の履行証明(様式は自由)、及び同種工事の内容がわかる設計図書の一部の写しを添付すること。

様式第3(第7条関係)

主任(監理)技術者等の資格及び工事経験調書

会社名 _____

配置予定者の氏名		
最終学歴		
法令による資格及び免許 (取得年及び登録番号)		
工事 経験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職	主任技術者 ・ 監理技術者
	工事内容	
配置予定者の氏名		
最終学歴		
法令による資格及び免許 (取得年及び登録番号)		
工事 経験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職	主任技術者 ・ 監理技術者
	工事内容	

※ 配置予定技術者の資格を証する書面の写しを添付すること。

様式第4(第8条関係)

一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

様

新城市長

さきに申請のあった 付け公告の工事に係る一般競争入札参加資格
 について、下記のとおり確認したので通知します。

記

入 札 番 号	
工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
入 札 執 行 日 時	
入 札 執 行 場 所	
入札参加資格の有無	有
	総務部財政課において設計図書を次の期間貸与します。 月 日 時 分～ 月 日 時 分
	無
	入札参加資格がない と認めた理由

入札場所に入室する際、本書を受付に提示してください。

様式第5(第14条、第16条関係)

年 月 日

様

新城市長

指名競争入札執行について(通知)

下記により指名競争入札を行いますから、参加してください。

記

入札番号

入札に付する事項	工 事 (委 託) 名	
	路 線 等 の 名 称	
	工 事 (委 託) 場 所	
	工 期	担 当
契約条項を示す場所		
入 札 日 時		
入 札 場 所		
入札保証金に関する事項	免 除	
契約書作成の要否	要	
入札無効に関する事項	新城市建設工事等入札心得書第6条に該当する場合無効	
設 計 図 書 等	1 仕様書、新城市建設工事等入札心得書及び新城市建設工事請負契約約款は、契約条項を示す場所で縦覧に供する。 2 設計図書に対する質問がある場合は、所定の様式により入札日から起算し5日前午後0時まで提出すること。	
入札に関し必要な事項	1 入札は、新城市建設工事等入札心得書により行う。 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 3 入札は、最低制限価格を設ける。	
特に定めた契約条件	新城市建設工事請負契約約款第36条の前払金については、請負金額500万円以上の工事につき、請負金額1億5000万円までは、10分の4、それを超える額については、その超える額に10分の3の割合を乗じて得た額(当該金額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)以内を支払うものとする。	
そ の 他	この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法を契約書に記載するために、落札者は、落札決定後に受注者と協議を行うこととする。	